

避難を円滑に行うための対応策①【P】

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、青森県警察による**避難車両の誘導**や、**主要交差点等**における**交通整理・規制**、「**交通情報板**」等を活用した交通対策を行う。

東通地域における交通対策

交通誘導対策

自家発電機能付の信号機の設置、**へりからの映像伝送**、主要交差点等における青森県警察職員等の**交通整理**により、円滑な避難誘導を実施

交通広報対策

・道路管理者が管理する「**道路情報板**」及び青森県警察が管理する「**交通情報板**」を活用した広報

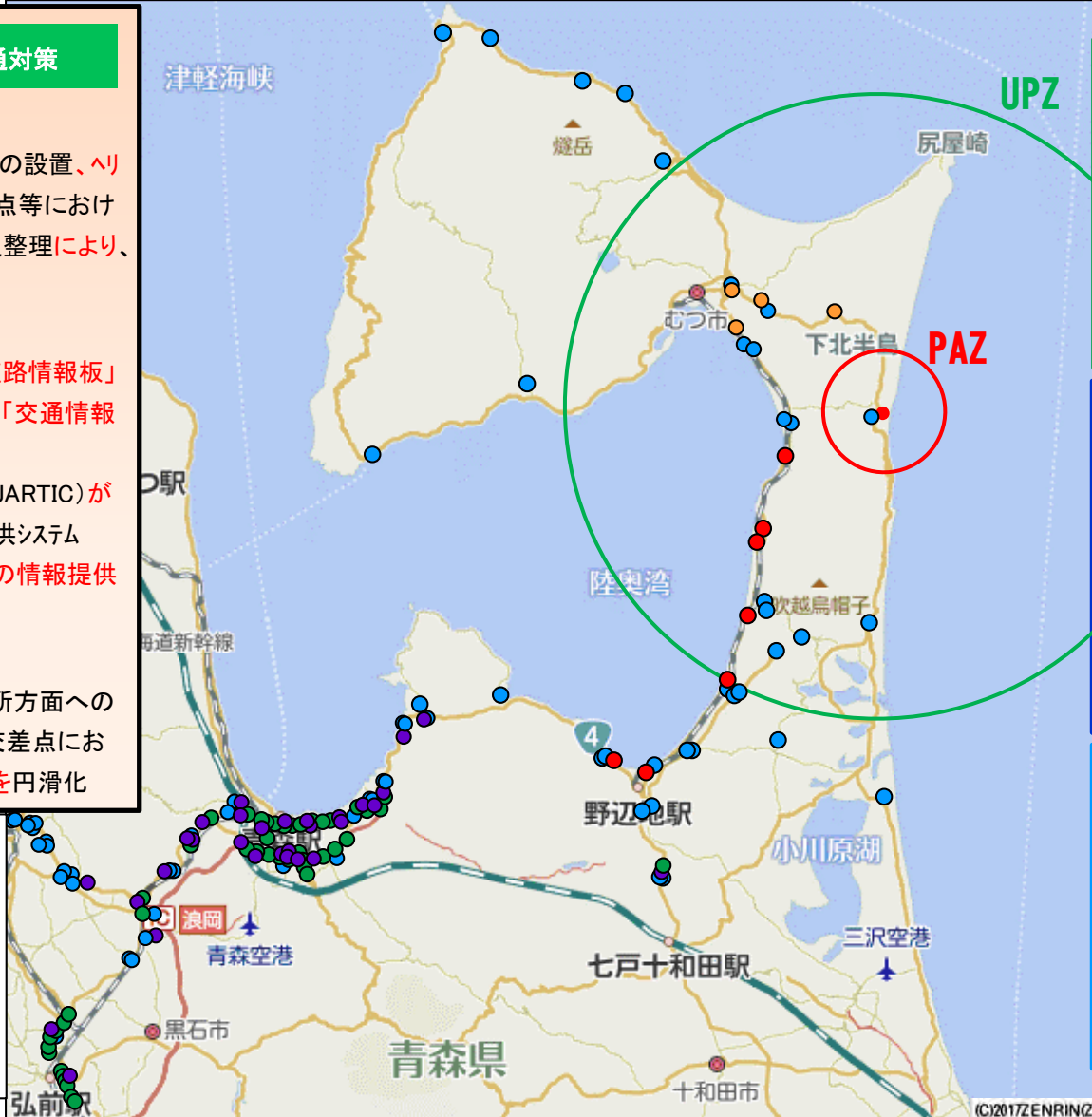
・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行う**ラジオ放送**、交通情報提供システム(AMIS)を利用した**カーナビへの情報提供**による広報

交通規制対策

必要に応じた原子力発電所方面への車両等の**進入抑制**や主要交差点における**信号操作**等により避難を円滑化

【凡例】

- 自家発電機能付信号機
- 交通整理地点
- 交通規制地点
- 交通情報板
- 道路情報板



【自家発電機能付信号機】



避難経路に46箇所設置

【交通情報板】



避難経路に30箇所
(青森市内25箇所含む)設置

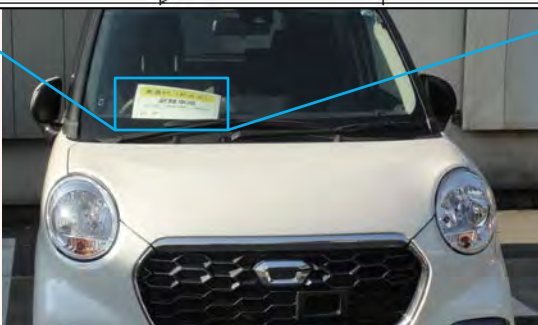
【道路情報板】



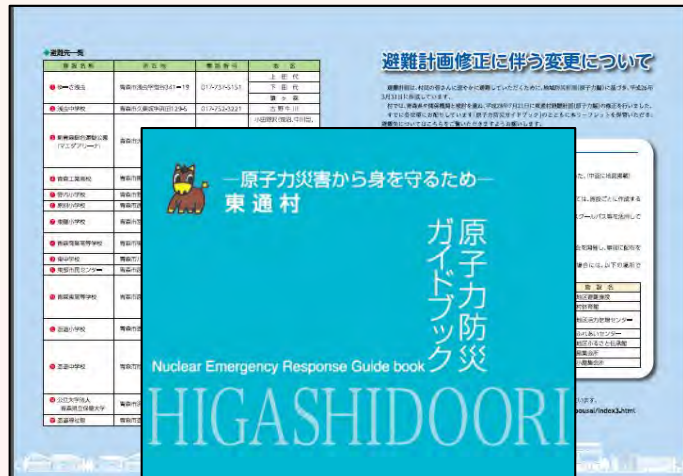
避難経路等に72箇所設置

ひがしどおりむら

- 東通村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に、色分けされた「避難車両認識票」を配布。
- また、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動や避難経路・避難先等の情報を掲載した「原子力防災ガイドブック」等の啓発資料を作成し、村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。



避難車両認識票



原子力防災ガイドブック、リーフレット

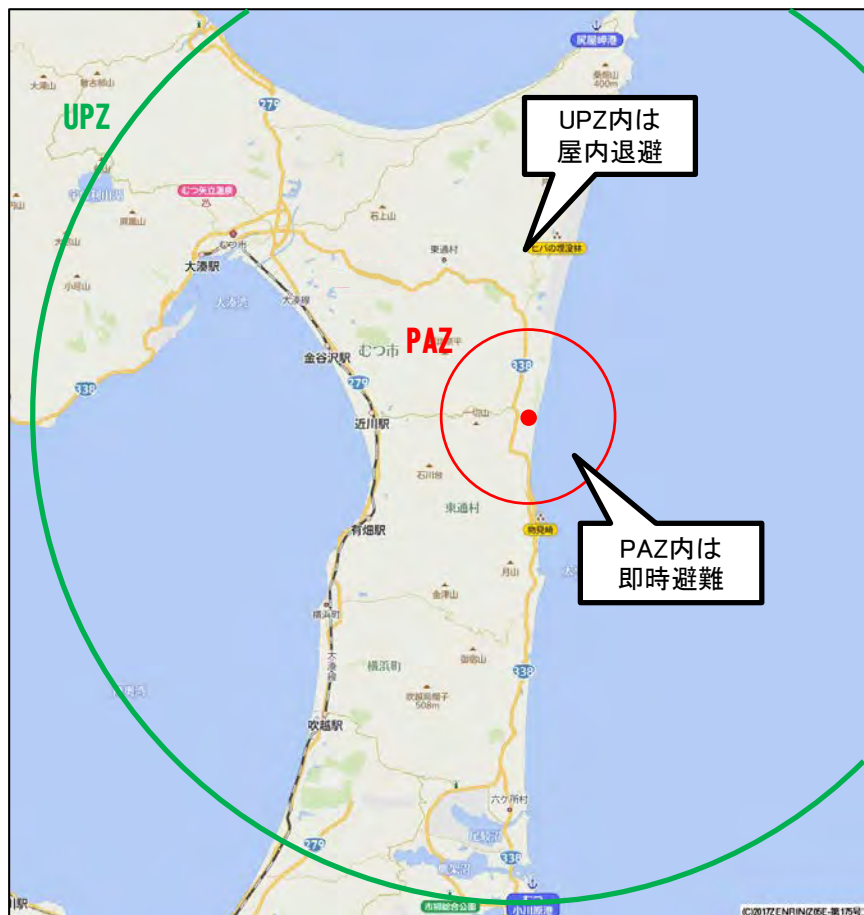
6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

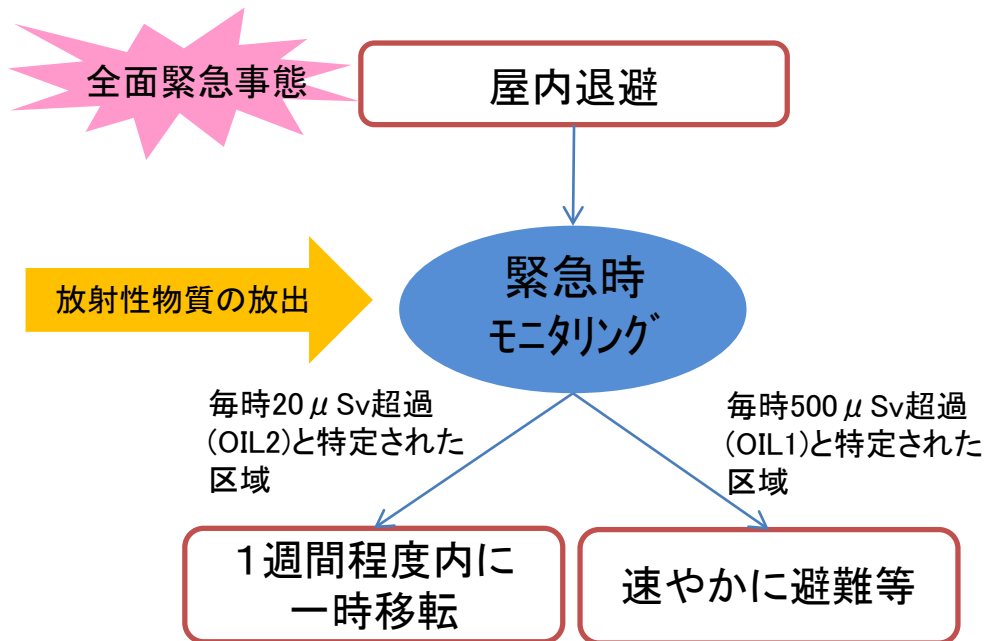
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）の屋内退避を開始すること。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定。当該区域の住民は一時移転等を行うこととなるため、一時移転等ができる体制を整備すること。また、一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続すること。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内の住民は屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定。毎時 $500 \mu\text{Sv}$ 超過(OIL1)の区域は、数時間内を目途に特定し、当該区域の住民を速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)させる。また、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ 超過(OIL2)の区域は、同基準値の超過時から起算して概ね1日経過時点で特定し、同様に1週間程度内に一時移転させる。
- これらの防護措置(屋内退避や一時移転等※)を的確に実施できる体制を整備する。



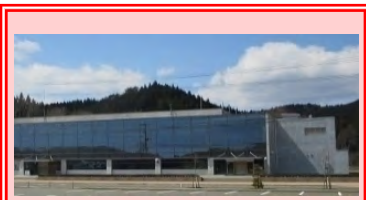
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 一時移転等に伴い屋外に出る際は、体の表面に放射性物質が付着したり、体内に取り入れることがないように、レインコートやマスクを身につける等の対策を周知

一時移転等に備えた関係者の対応【P】

- 青森県及び関係市町村は、警戒事態で警戒体制をとり、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。【P】
- 関係市町村は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。【P】
- 青森県は、住民の一時移転等に備え、青森県バス協会にバスの派遣準備を要請し、船会社に旅客船の派遣準備を要請。【P】



オフサイトセンター
(東通村防災センター)



青森県災害対策本部



ひがしどおりむら
東通村災害対策本部

むつ市災害対策本部

よこはままち
横浜町災害対策本部

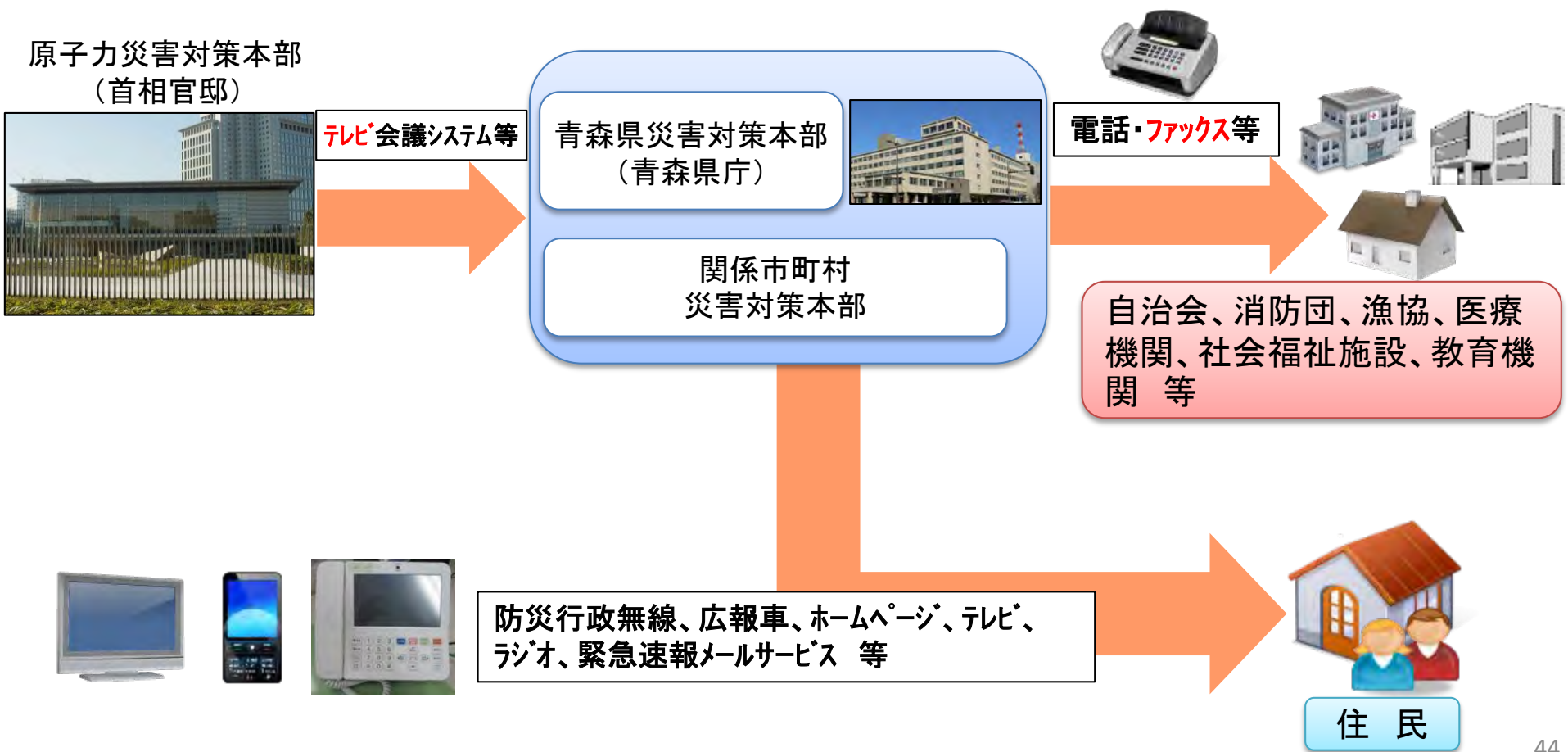
ろっかしょむら
六ヶ所村災害対策本部

のへじまち
野辺地町災害対策本部

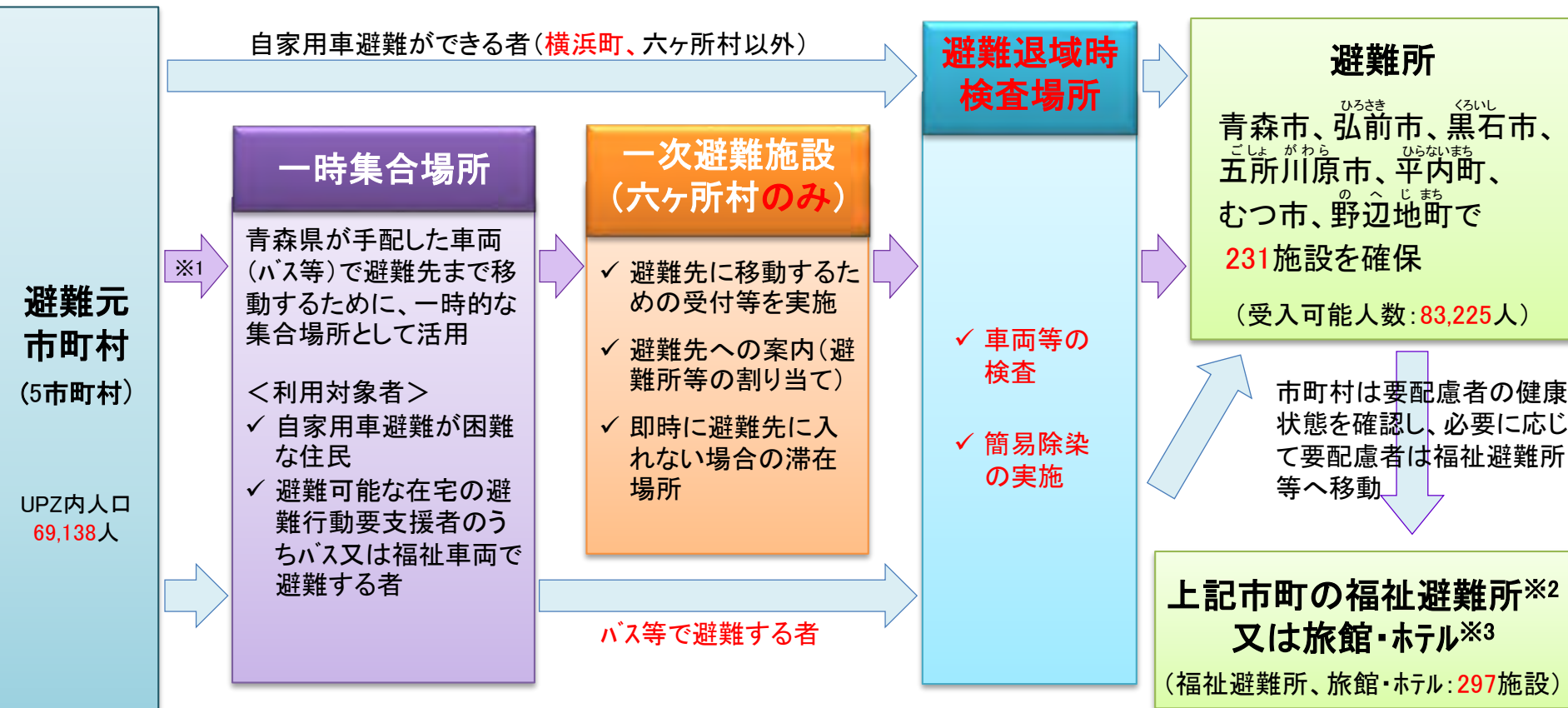
※●●町は、今後地域防災計画を修正

一時移転等を行う際の情報伝達【P】

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、青森県及び関係市町村に対し、**テレビ**会議システム等を用いて伝達。
- 青森県、関係市町村・機関から、住民、自治会、消防団、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、**ファックス**等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



- 原子力災害対策本部、青森県及び関係市町村は、住民の安全確保と一時移転等の円滑な実施のために、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期等)の調整を行った上で、一時移転等を開始。**【P】**
- **一時移転等の対象地域の住民は、避難退域時検査を受けた上で避難先へ移動。**



※1 横浜町、六ヶ所村の住民等は、避難者カードの受領等のため、自家用車で避難する者も一時集合場所を利用する
 ※2 福祉避難所には、病院や社会福祉施設が含まれている
 ※3 青森県と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合(避難先の市町では約80事業者が加入)は、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を結び、要配慮者等の避難場所を確保している

- UPZ内関係市町村の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 万一、あらかじめ指定する避難先地域の施設が使用できない場合は、青森県の調整により、近隣地域において代替避難先を確保し、一時移転等を実施。【P】

市町村名等 ※()は対象人口	避 難 先 ※()は受入可能人数	
ひがしどおりむら 東通村(3,887人)	青森市: 12施設(4,920人)	合計 (4,920人)
むつ市(53,404人)	青森市: 117施設(38,485人)、 ^{くろいしし} 黒石市: 20施設(7,216人)、 ^{ごしよがわらし} 五所川原市: 38施設(11,127人)、 ^{ひらないまち} 平内町: 12施設(2,328人)、むつ市: 3施設(1,906人)	合計 (61,062人)
^{のへじまち} 野辺地町(42人)	^{のへじまち} 野辺地町: ^{のへじまち} 野辺地町中央公民館(736人)	合計 (736人)
^{よこはままち} 横浜町(4,719人)	^{ひろさきし} 弘前市: ^{ひろさきし} 弘前市運動公園内4施設(5,462人)	合計 (5,462人)
^{ろっかしよむら} 六ヶ所村(7,086人)	^{ひろさきし} 弘前市: 24施設(11,045人)	合計 (11,045人)
対象人口合計: 69,138人	受入可能人数: 83,225人	

左記避難先に避難できない、二次被害等があった場合は、「●●●」に基づき、青森県が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保(例: ●●市、●●市では、●●●人収容可能)。